

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案、外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の各案を一括議題として、質疑を許します。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 私は産業構造調査会を新設する件について若干質問を申し上げたいと思っております。先日記録の説明を受けました提案説明書の内容を見ますと、どうもふに落ちない点もございまして、そういう点を明確にして、徐々に質問をしていきたいと思っております。

この産業構造調査会の新設の理由といたしまして特に強調せられましたことは、日本の経済の高度な成長の現状と、そして今後の見通しというようなどころから考えてみますと、国民の福祉の向上をはかるにはやはり現在の状態のままでいけない、将来のことを考えて、将来の雇用事情や、あるいは内外の需要動向等に即応した産業構造

の改変をいたしたいということであつたのでございます。そこでどういうような考え方の上に立つて理由が述べられたのでございますが、特にその説明のときに私にびんときましたことは、この段階になつてから、説明書にもありますように、日本の産業の二重構造の実態、すなわち産業の総合的な実態を把握したい、また産業相互間に包蔵する諸問題を解剖してみたい、こういうことから、ここで産業構造調査会を作つて、そしてこの中で研究をして、貿易・為替の自由化計画に対しては、貿易の強固な実態を作りたいというのが、説明の内容であつたわけでございます。

そこでお伺いをいたしたいと思つたことは、この調査会というのは、まづ三十八年度を一応の目的として、結局三九年間を目途として行ないたいというところでございますが、今の日本の中小企業の置かれておられるところの諸問題を解決するには、スローモーション的な対策を立てておつては、とても貿易の自由化に対しての対策にはならないと思つたので、こういう点について私の受け取つたことと、それから提案された考え方と相違があるかもしれませんので、まづもつてこの点についてはつきりとしておきたいと思つたわけでございます。

○椎名国務大臣 わが国の産業が二重構造でございまして、これを解消して、産業全体の近代化をはかるということの大綱については、今さら調査会を設けてどうのこうのという必要はもろろないわけでありまして、もうすでに自由化ということに当面しておる、また所得増計画のスタートを今や切

らんとしておるといふ状況でございますから、その大きな見当について今さら調査をするというふうなことで、これはもろろお過ぎるのでありまして、タイミングが合わないことは申し上げるまでもないのであります。ただそういう実施段階に入りまして、具体的に各産業別にどういふふうなこれを持つていけば近代化になるか、あるいは産業構造の高度化、あるいは二重構造の解消に近づくことができるかという、その実施段階に入つて具体的な吟味をしながら進んで参るといふ段階でございますから、いわゆる一般論から論の具体化に入つておる。その各論の具体化についての調査をしながら実行に移して参る、こういうつもりで今回の審議会を設けたというわけでございます。

それから三十八年度までというのは、もう事柄がおしまひになつてしまつたのではないかとお話でございますが、これは端から具体化を調査して、そして三十八年度に全部を終わるといふのではなくて、毎年々々にかくこれを吟味して、そしていよいよ実行計画というものを吟味して参る、最後の自由化、一応その自由化の区切りを三十八年度にしておりますが、それと歩調を同じくして、吟味調査しながら具体的に実行し進んで参る、こういう趣旨でございます。

○田口(誠)委員 御答弁がちょっと抽象的で、まだ私の考えておることと相違があるようにも考えられますので、なお突っ込んで御質問したいのですが、この調査会というものは、端的に言つて、大臣が将来日本の産業のあり方をどういふようなあり方にしたいと

いう一つの抱負をお持ちになつて、その上に立つて調査会を設けて専門的に研究をしてもらひ、その答申を受けて実施に移していきたいというお考えなのか。その辺のところか、何のためその調査会を設けられるかというその目的、この点がちょっと明確を欠いておるので、つきりしていただきたいと思つたので。

○椎名国務大臣 これからの日本の産業の行く手と申しますか、これを輸出貿易に於いては日本は紡績を初めとする軽工業で世界の市場に進出しておつたのであります。需要国が供給国になつておるといふような関係にございましてこれは御承知の通りであります。それ従つて、一体日本はどういふふうにかの世界貿易というものに進出すべきかということになるのであります。最近の動向はどうしても重化学工業を中心として世界市場に進出することにわれわれの使命を見出さざるを得ない、こういう状況でございますが、はたしてそれで日本国内の産業の状況はそれに適しておるかどうか、適格性を具備しておるかどうか、適格性を反省してみますと、なるほど昔よりは機械工業を中心として、日本の産業というものは非常に内容が変わつて参りましたけれども、まだまだその間に脆弱性がある。これを固めて、そして国際競争力を十分に備えるためにはどうすればいいのかという点に、だんだん深く探りを入れて参りますと、御指摘のような中小企業と大企業との関係、これもその系列関係にある

のであります。その系列関係もまことに不備欠陥だらけである。いわゆる二重構造である。その二重構造の面についていろいろ手を加えて、その二重構造を解消し、そして中小企業を中小企業として相当な力と技術力、経営力というものを十分に備えて、そして日本の機械工業の一環としてならぬという点もございまして、そのためには資金関係あるいは税制の面、技術、経営力の指導の面、その他万般の国内体制を強化すべき余地が多分にある。また大工業についても、まだまだ技術力の点において先進国と比較して遜色があるという点に、つきましては、あらゆる施策をいたしましてこれを適当に指導、誘導して、その強化をはからなければならぬ。そういうような点が、いわゆる日本の産業の構造面から問題を考へていかなければ、今までの状態、今までの構造のままで、ただ勤勉にやれとか工夫してやれとかというふうなことでなしに、その構造面にさかのぼつて、そこから問題を解決するように努力しなければならぬ。こういうことなわけでございます。それをただ一般的に大体見当はついておるけれども、それでは一体化工学工業についてはどうすればいいか、機械工業の重要部分についてはどうすればいいか、そういう点を具体的に関係の経験者あるいは学識経験者というふうな人々の意見なり、あるいはわれわれの見方一つの見方というふうなものを出し合つて、そしていよいよ明日どうすればいいか、あきつてはどうかというふうな具体的な計画をそこに立てて、それに基つ

いて実行しよう、こういうねらいでございませう。

○田口(誠)委員 相当幅広いお考えのようでございますが、提案の理由書にも、将来の雇用事情というようにも憂慮されておられるわけでありませうから、もちろん現在の中小企業の実態、それから親企業、下請企業の実態の隘路というものを解消していかなければならぬという点は重々知っておられると思っております、そういう審議会と並行して、今申しましたような親企業、下請企業の関係、中小企業の対策、こういうような面は並行してやはり強化策をとっていかれるのか。この審議会で大まかな一つの今後の計画というものを立てて、それにのっとっておやりになるのか。その辺のところはどういう関係になりますか。

○椎名国務大臣 お話のように中小企業の振興はどうすればいいかということとは、別途これはまた考えておるわけでありませうが、日本の産業全体の産業構造の高度化という、もっと広い、高い見地から見た場合に、一体どうなるか。大企業と中小企業との系列関係、あるいは今御指摘の雇用関係全般から見て、つまり人は有限である。その人を最も、何といいますが、計画経済ではございませぬけれども、最も能率よく、雇用条件をよく、そうしてそれを配分してみるというふうにするれば、一体どういうことになるかというふうな一段と高い見地からも十分に吟味して参るといふのでございませうから、従来やられたのと必ずしも重複するということとは私はないと思ふ。むしろ中小企業なら中小企業の振興について、あるいは近代化、設備近代化とい

うような施策が従来行なわれておりましたが、それをまた大きくくくった大カッポで産業構造の高度化という見地からそれをまた掘り下げて、他の部分との調整をどうするかというふうなことを考えるのでありますから、必ずしもその間に重複の問題は起らないと考えております。

○田口(誠)委員 その点がどうも考え方の相違があると思ふ。それで大臣の方では貿易の自由化に備えて、激烈な各国の競争の渦の中で日本の産業全体が発展をし、強化されていくという方策をとるための、一つの構造調査会というものを設けたいというふうにお考えになっておられるのですけれども、その貿易の自由化そのものにおきましても、貿易の自由化を行なうのだということ、そういう言葉が新聞にどのとんと出されたり、あるいは政府の談話が出されたりしただけで、早くも一般の大企業、中小企業の動揺ぶりというものは、非常に大きな動揺ぶりを示しておつて、そうして産業によつては早くも自由化に備えて下請の下払い賃金を抑圧するような態度に出ておるところもあるわけなんです、それでこういうような実態のままにおいて、総体的な面に立って一つの日本の産業のあり方というものを検討されても、その三カ年のうちに、参るところは全部参つてしまつてはどうかという、極端な話でいいますとそういう考え方ができるわけなんです。従つて今お出しになつたような調査会を設けて検討をして、そうして強固な日本の産業構造のあり方をここに明確に打ち出していくということについては、その考え方において異論はないわけではございませ

すけれども、その間において、私が先ほどから質問し、また主張しておりましたところの、現在の中小企業の実態と、あるいは親企業と下請企業の実態を解決していかなければ、この自由化に備えることができないのではないか、相対に破産をする企業ができてくるのではないかと考へられるところについては、大きく心配をしておるところなんです。従つてこれは数字に示すように中小企業というのは、これはパーセンテージからいきましたも絶対多数のパーセンテージを示しておるのでございませうから、これがすなわち日本の経済の発展を左右するわけなんでございませうから、切り離してお考えの方であるならば、私はここで並行して中小企業の対策はどうするのだとか、親企業と下請企業との関係を今後どうするのだというふうな計画が、通産省の方におありにならなければならぬと思ふわけなんです、そういう点の抱負を承りたいと思ふのです。

○椎名国務大臣 中小企業等を中心としてこれを一体どうするか、貿易自由化に当って一体これをどうするかというふうな問題は、従来とも、また現在においても、通産省の所管局において検討し、またこれに対する施策を行なつてきておられることは御承知の通りと思ふ。産業構造の高度化審議会ができたから、しばらくそつちの方はストップしろといふことはいたしません。これは従来のものでは従来のまま、中小企業というものの振興、この今日の事態に当ってどうすればいいかということについての施策は、従来通りこれは強力に行なつて参りますから、だんだんやはり情勢が委わつて参

りますから、もっと高い見地において、産業構造の一環として、今度は中小企業というものを高い見地からまた見るということも、私は必要欠くべからざる問題であると思ふのでございませう、その間の調整は十分にとつて参らなければならぬと考へておる次第であります。

○田口(誠)委員 どうも御答弁が抽象的になり過ぎて把握しにくいわけなんです、今のお答えからいきましたと、産業構造調査会を設けて、日本の将来に備えての産業構造の、大規模な理想的な産業の実態を作り上げるのだというお話でございませう、それに並行して中小企業の対策にも万全を期していくという御回答であるわけなんです、御承知の通り中小企業の対策ということにつきましては、これはまことに政治の貧困と申しますか、冷や飯撒きされておるといいますか、この対策については政府そのものが手をやいておるといふのが実態であろうと思ふのです。それでここにありませうところの産業の実態を総合的に把握するとか、また産業の内部及び産業相互間に包蔵する問題を解明し、解剖をしていくということを今おやりにならなくとも、そういう実態の調査というものは、通産省にはもうできておると思ふのです。できておるのだから、こういう調査会は調査会でおやりになつてもいいのですけれども、もう貿易の自由化というものはほとんど進められていく。その過程において非常に激しいところの競争の中にあつて、日本の中小企業が破産するといふようなことは、今のままではこれは考えられるわけなんです、ですから、こういうものの対策につ

いてどういふようなお考えを持つて今後おやりになるかという点を、もう少し大臣としての、今の実態にかんがみ将来どうするのだ、さしたあたりどう手をつけていくのだというふうな抱負は当然おありになると思ふので、その点を明確にしてもらいたいと思ふので

○椎名国務大臣 すでに貿易自由化に当り、これからまたどんどん実行されて追加されて参るのでございませう。その間に処して中小企業が、中小企業といひましてもいろいろ業種によつて一律ではございませぬ。その自由化の影響を受ける態様は非常に多岐複雑でございませうから一がいには言えないのでありますけれども、個々の中小企業で困難な状況に当りるものもございませうし、またむしろ自由化によつて従来よりも活発に動く業界もございませう。いろいろあると思ふのであります、とにもかくにも悪い影響を受ける中小企業に対しては、そういうことのないように、事前に相当準備態勢を整えて、そしてしかる後に自由化を実行するといふ考え方で終始いきたいと考へておるのでありませう、そのために必要であれば、あるいは関税制度等によつて相当の防壁を設けて、そしてしかる後に自由化を実行するといふところまで参るのでございませう。

○田口(誠)委員 中小企業の対策につ

きましては、官房長からお答えを申し上げたいと思ふ。

○田口(誠)委員 中小企業の対策につ

きましては、官房長からお答えを申し上げたいと思ふ。

○田口(誠)委員 中小企業の対策につ

本国との間にまだ何かがあるような印象を与えて、どこかその国家の条件に欠格の点があるというような印象を、これらの国々に与えてはならぬと私は思うのです。そういう点ははっきり割り切つてこれらの国々を見ておられるかどうか、外務大臣に伺います。

○小坂国務大臣 御説の通りに考へておるわけでありませぬ。今度だいぶ大使館、総領事館をお認めいただきましたので、私の新しい方針として、思い切つて若手の優秀な人に行つてもらう。そして将来の外務省の幹部には、そういうところに行つて十分働いてきた人がなるといふ気持で、みなに張り切つてもらふ、こういうふうな考へておられます。やはり何といひましても諸設備の悪い、氣候、風土のよろしくないところへ行つてもらふ人に対しては特別の考へをしなければいかぬと思つておられます。たとえばある期間旅行して心身の転換をはかる、さような点なども考へすべきところかと思つておられます。またなかなか物極も高いのであります。こういう点等についてもまたいづれ皆様方の御高配を賜つたと思つておられます。われわれ幾ら尊敬し、尊重するといひましても、やはり具体的に日本から優秀な人が行つて、ほんとうに現地でその国民諸君の中へ溶け込んで、そして一緒にその国の独立を達成したい、その国の国民の生活をよくしたいという熱望に協力していく、こういう行動を示さなければならぬと思つておるのであります。その意味からいいますと、あまりいきなり手を広げてもこちらの能力の限界もあることとございます。そういう点も

考へしながらまず重点的にやつていつたかどうか、こう思つておるのであります。現在ガーナのアクラ、ナイジェリアのラゴス、スーダンのカルツーム、なお来年などは象牙海岸のアビジャン等にもお願いしたいというふうな考へておられます。

○愛田委員 今度在外公館、大使館を置き、大使を交換される新しい国々、マリとかカメルーンとか、こういう国々に対して大使を派遣する場合には、外務官僚に勉強してもらつて大いに若手を採用したいとおっしゃつておられますけれども、こういう新しい形式で生まれた国にはいづゆる外務官僚でなく、もつと経済的な見識を持った人とか、あるいは文化的な高い実力を持った人とか、そういう民間人を大公使に当てるにわゆる事務外交でなく国民外交、これらの国々と裸で話し合ひをするというふうな、もつと実力を發揮し得る大使を起用するという方針のものが、私はこういう独立国、新しい形態の国々に対しては適切ではないかと思つておられます。外務官僚で適切な人もおられます。外務大臣として勇断をふるわれることが必要ではないかと思つておられます。アラブ連合の代表者の会合の時間も追つておられるようでありませぬが、私もその点をよく含んでおられますから……

○小坂国務大臣 その御意見は私も抽象的には賛成でございます。ただ実際的に申しますと、これらの国は全部フランス語を話す国でございます。なかなかフランス語が上手でございます。

先方の一つの生活様式みたいなものがございます。そこではむしろ実業などをやつて働くよりも、口の上でいろいろな折衝をすることの非常にうまい人があるわけですね。そういう人たちがから見ると、いかに日本で実力があり、りっぱな人だということになっておりました。言葉ができませんと、そのことだけでもうアウトになってしまうというところがございます。自分らがこゝんなにフランス語ができるのに、日本から来た人は言葉もようわからぬ、こゝうなつてしまつてどうにもならない。フランス語を話す独立国に対しては、フランス語を話せる人ということが第一条件になるわけですね。そういう人がおられればそれもまた一つの考へでございます。それからこういう国でいろいろ仕事をします場合、金を使うことがおもしろいこととございます。こういう国と商売をやつて、いきなり何かをもらうことを考へたら一べんに失敗してしまふ。そうすると金を出さざるを得ない。日本にこれだけの金を出さざるを得ない。これはキャッチ・ボールで向こうから大使の方でボールを投げてきて、こゝちで受け取つてやるということにならないといけません。全部予算化し、それを実現していくだけの、一つの全体の流れに溶け込み得る能力というものが必要であるわけですね。急に人が行つて必ずしもできるということでもないという点が問題であることを申し上げておきたいのであります。

○緒方委員 大臣に御忠告になるかもしれませんが、今までの言葉で常に英本國英本國という言葉をお使いなされた。これは旧本國とかまたは英國との

つながらとか言われるならばいいが、こういう議事録なり討議の内容が、それそれ今独立しておる國家に聞かれたときにはあまりよろしくなかつたと思つておられるので、英本國という言葉を取り消しを願ひたい。

○小坂国務大臣 そういう御忠告はついで承ります。もしそれが必要であれば取り消しさせていただきます。ただたまたま英連邦という話が出たので、英連邦に対してということでは、だと思つておられますが、この点は一つ速記を委員長にお取り消し願ひすれば大へん仕合わせでございます。

○田口(誠)委員 時間の関係もありませぬので、ちよつと途中を省かなくちゃならないのですが、今提案されておる産業構造調査会というものの構成は、どのようにお考へになつておられますか。

○榎詰政府委員 大体経済学者、それから業界の専門家といったような方を五十名程度お願いしたい、こういうふうな考へておられます。そのほかに専門委員、それから関係各省の職員の中から幹事若干名というものを、一応現在のところでは予定いたしておられます。では、今までのいろいろな調査の上から自信がござらぬところと思つておられます。もちろんこういう調査会には学者も必要であらうし、経験者も必要であらうと思つておられます。中央で五十名の方がお寄りになつて、そしてこの調査会を行なわれども、完全に全国の現場において包蔵する問題点というものを解剖することができるといふかという点でございます。それから産業の実態を総合的に把握するといふようなこともでき

るかどうか。これは学者が専門的にそういう実態を不慮の努力において得られておられれば消化できると思つておられるけれども、今の日本の産業の実態というものは、現地へ行つてみますと相当複雑なものでござりまするから、このものをただ五十名の専門の方々が寄りになつて御相談になるだけで、りっぱな方針が立てられるかどうかという点について、ちよつと心配があるわけですね。従つて中央にもどの程度置く、各府県にも置く、それで構成の内容には直接の企業の経験者、大企業、中小企業、そういうような企業者も入れるとか、そういう具体的な内容をお示しにならないと、大ざつぱりに学識経験者を五十名寄せてそこで検討を加えて、それで日本の将来の産業構造の実態を確立するのだと言われても、ちよつとびんと来ないわけなんです。そういう点の自信はどうですか。

○榎詰政府委員 たいいま参議院で御審議いただいております三十六年度の予算で、衆議院はすでに御可決いただいたわけでありませぬが、千万円余りの調査費というものを一応産業構造調査会につけていただいたわけでございます。この中で約五十名と申し上げました委員の方々に對しては四十四万円程度、この方々はみんなが集めてきたデータを一番最終的に総合して分析するといふこととござりまする。その前に、先生がただいま御指摘になりましたようなそれぞれの地方の実情に應じて、産業の実態に應じてといふことと、産業別の実態調査費、それから委託費といふものを五百五十万円ばかり、これは非常に多くの部門にわたる

るかどうか。これは学者が専門的にそういう実態を不慮の努力において得られておられれば消化できると思つておられるけれども、今の日本の産業の実態というものは、現地へ行つてみますと相当複雑なものでござりまするから、このものをただ五十名の専門の方々が寄りになつて御相談になるだけで、りっぱな方針が立てられるかどうかという点について、ちよつと心配があるわけですね。従つて中央にもどの程度置く、各府県にも置く、それで構成の内容には直接の企業の経験者、大企業、中小企業、そういうような企業者も入れるとか、そういう具体的な内容をお示しにならないと、大ざつぱりに学識経験者を五十名寄せてそこで検討を加えて、それで日本の将来の産業構造の実態を確立するのだと言われても、ちよつとびんと来ないわけなんです。そういう点の自信はどうですか。

○榎詰政府委員 たいいま参議院で御審議いただいております三十六年度の予算で、衆議院はすでに御可決いただいたわけでありませぬが、千万円余りの調査費というものを一応産業構造調査会につけていただいたわけでございます。この中で約五十名と申し上げました委員の方々に對しては四十四万円程度、この方々はみんなが集めてきたデータを一番最終的に総合して分析するといふこととござりまする。その前に、先生がただいま御指摘になりましたようなそれぞれの地方の実情に應じて、産業の実態に應じてといふことと、産業別の実態調査費、それから委託費といふものを五百五十万円ばかり、これは非常に多くの部門にわたる

るかどうか。これは学者が専門的にそういう実態を不慮の努力において得られておられれば消化できると思つておられるけれども、今の日本の産業の実態というものは、現地へ行つてみますと相当複雑なものでござりまするから、このものをただ五十名の専門の方々が寄りになつて御相談になるだけで、りっぱな方針が立てられるかどうかという点について、ちよつと心配があるわけですね。従つて中央にもどの程度置く、各府県にも置く、それで構成の内容には直接の企業の経験者、大企業、中小企業、そういうような企業者も入れるとか、そういう具体的な内容をお示しにならないと、大ざつぱりに学識経験者を五十名寄せてそこで検討を加えて、それで日本の将来の産業構造の実態を確立するのだと言われても、ちよつとびんと来ないわけなんです。そういう点の自信はどうですか。

るかどうか。これは学者が専門的にそういう実態を不慮の努力において得られておられれば消化できると思つておられるけれども、今の日本の産業の実態というものは、現地へ行つてみますと相当複雑なものでござりまするから、このものをただ五十名の専門の方々が寄りになつて御相談になるだけで、りっぱな方針が立てられるかどうかという点について、ちよつと心配があるわけですね。従つて中央にもどの程度置く、各府県にも置く、それで構成の内容には直接の企業の経験者、大企業、中小企業、そういうような企業者も入れるとか、そういう具体的な内容をお示しにならないと、大ざつぱりに学識経験者を五十名寄せてそこで検討を加えて、それで日本の将来の産業構造の実態を確立するのだと言われても、ちよつとびんと来ないわけなんです。そういう点の自信はどうですか。

わけでございますので、それぞれの部門ごとに、それから各地の産業がそれそれ違っておりますれば各地の実情に即して、まず実態調査に千万円のうち約六割程度のをかけているというので、そこでいろいろ集めていただきましたデータを中央に来て総合的に再編成し、あるいは科学的に分析して、みる。そうして学問的に見ればこういうことになりそう、こういうところに欠陥があるがこれを行政に反映するにはどうしたらいいかという、最後の実態調査を行政に移す翻訳的な仕事というものをこの五十名の方々を中心にして、それから通産省の現在持っております本省の全機能をあげてやろうということでございますので、われわれといたしましては大体いだけましたこの予算を最も有効に活用することによって、実態に即した具体的な施策というものを十分に導き出し得るといふふうに考えております。

○田口(誠)委員 地方の調査ですが、これはもちろん文書調査ですね。
○樋詰政府委員 これはもちろん文書を配りまして、書面で配るといふほか、必要があれば委嘱しました調査員あるいは通産局の人間といったような人間に、それぞれ面談なりということもして必要なデータを集めたい。しかしまず基本的には所要の様式をきままして、それに御記入願うということから始めていきたいと考えております。

○田口(誠)委員 データを集めるといふことにつきましては、今までに相当通産省の方ではお持ちになつておられると思うのですが、大体それが参考になるのではないですか。地方であらためて調査をするということになら

ば、地方の業者に集まってもらつて意見を聞くなり、あるいは自治体のその方面の衝に当たつておる人たちの意見を聞くなり、いろいろしなくてはいけないと思ふ。ただデータを集めるだけでは、大まかなものとしては当然省としては把握されておると思ふのです。予算は予算でよろしいですけれども、文書調査だけではだいたふ十分のようには考えられますが、その辺のところはどうですか。

○樋詰政府委員 お説の通りに、通産省としてはいろいろなデータを調査資料として、各業界等からも出していただいております。しかし今まで出していたは、非常に平面的な面が多かつたわけでございまして、今回この産業構造調査会が設置の目的に即した効果を上げ得るかどうかというところは、われわれとしましてはどういう点を一体調べ

るべきかという調査表の作成のところ一番問題がある。まず産業構造のあり方、それからそのあり方に達するたりの具体的な施策いかにという問題に取り組みますためには、一体日本の産業が今までのいろいろなことで報告していったような様式だけのデータを集めればそれでいいのかというところ、われわれとしましてはそれでは十分な将来の対策といったようなものを導き出すためのデータは、残念ながら得られなかつたわけでございまして、そこで今鋭意事務局として検討いたしておりますが、ここで構造調査会をお認め願ひましたならば、できるだけ早く発足いたしまして最初の一、二カ月の間は、どういう点を中心にして、今までの調査で足らなかつたのはどういふ点か、どう

いふ点を一体調べるべきかということ、をまずやりたい。実はその調査表の形式がきまれば、それでこの産業構造調査会というものの目的は、八割はもう勝負がついたということになり、どうか、こう思ふのでございまして、どういふ点を調査すれば、日本の産業が今後どうあるべきかということについて、より確かな資料が出るかということについての検討を、四月早々から至急やりたい。事務局としましては、今までのデータの欠陥等を再反省しまして、こういう点を調べたい、こういう点についてももう少し確かな資料をほしいということの研究を内々いたしております。今までになかつたような点を含んだ新しい調査資料というものを得ることによって、今後の対策の具体的な根拠にしたいと考えておるわけでございまして。

○田口(誠)委員 この仕事は、これはきわめて大きな重要な仕事だと思ひますし、かけられておる期待も大きいと思ふのです。従つて御如才のない調査の方法をとられると思ひますけれども、地方の実態を調査するというところについては、おそらく失礼な話になるかもしれませんが、学校を出られて省へ入られて、順々として上がつていかれて、東京でいろいろ調査資料や文書で勉強なさつて把握されておる実態とは、相当に相違のあるものがあると思ふのです。こういう点を十分に留意していただいて、この調査をしていただかなくてはならないのじやないかと思ふのです。従つてその意味からいいますと、現在の通産省の、これは部局によつてはいいと思ひますけれども、職員不足のところがあると思ふのです。

○樋詰政府委員 ただいまの御注意の点を体して、御期待に沿つよう調査をお進め願ひたい、こう思つております。現在通産省の職員約一万三千名通産省におられるわけでございまして、もちろんこれだけわれわれ十二分とは思つておりませんが、逐次これから自由化というようなことになりまして、今まで輸入関係で仕事をしておつたといつたような仕事で、若干荷が軽くなつて参りますので、現在もすでにそういう割当業務などというものはほとんどないわけでございますが、それでもまだ若干残つておる。そういうような、これからもある程度軽くなるであろうと思われ分を、今後こういう新しい将来に向かつての前の作業というものを振りかかるといふことによりまして、これは多きに越したことはないわけでありまして、しかしわれわれとしましては、一応現在にいたしております定員というものを機動的に活用すれば、大体目的を達し得るのではないかと考えております。

○田口(誠)委員 先ほどの大臣の答弁からいきますと、だいぶ抽象的で、こちらの閉こうとすることが聞き取れぬ面もありましたし、おそらくこの面については明日あたり同僚の先生方から質問もあらうと思ひますので、これ以上私、具体的な内容に入つての質問は避けたいと思ひます。ただここで、幸いにしてその方面の通である官房長がおいでになりますので、現在の中小企業の実態からいって、今すぐ手をつけていかなければならないという問題が多々ありますので、そういう点につきまして、若干お考えをお聞きいたしました。

○樋詰政府委員 先ほどの御注意の点を体して、御期待に沿つよう調査をお進め願ひたい、こう思つております。現在通産省の職員約一万三千名通産省におられるわけでございまして、もちろんこれだけわれわれ十二分とは思つておりませんが、逐次これから自由化というようなことになりまして、今まで輸入関係で仕事をしておつたといつたような仕事で、若干荷が軽くなつて参りますので、現在もすでにそういう割当業務などというものはほとんどないわけでございますが、それでもまだ若干残つておる。そういうような、これからもある程度軽くなるであろうと思われ分を、今後こういう新しい将来に向かつての前の作業というものを振りかかるといふことによりまして、これは多きに越したことはないわけでありまして、しかしわれわれとしましては、一応現在にいたしております定員というものを機動的に活用すれば、大体目的を達し得るのではないかと考えております。

○田口(誠)委員 先ほどの大臣の答弁からいきますと、だいぶ抽象的で、こちらの閉こうとすることが聞き取れぬ面もありましたし、おそらくこの面については明日あたり同僚の先生方から質問もあらうと思ひますので、これ以上私、具体的な内容に入つての質問は避けたいと思ひます。ただここで、幸いにしてその方面の通である官房長がおいでになりますので、現在の中小企業の実態からいって、今すぐ手をつけていかなければならないという問題が多々ありますので、そういう点につきまして、若干お考えをお聞きいたしました。

私の質問を終わらしていただきたいと思ふのです。
それは従来中小企業の対策につきましても、先ほども申しましたように金融面につきましても三つ、四つの法律はできております。それから親企業と下請企業との間における下払いの遅延対策に対する法律もできておるのでございまして、そういう程度度の援助政策では今のところ実際に立ち直りをさせることがむずかしいのじやないか、こういうふうに考えられますので、私の考えておる点についてまずお答えをいただきたいと思つております。大企業に対しては租税特別措置の方法がとられておりますが、中小企業に対してもこういう点を整理されまして、そうして税金の軽減をはかるような措置を当面とられる必要があると思ふのですが、こういう点については何かお考えがございましてか。

○樋詰政府委員 昨年貿易自由化というものの大きな線が打ち出されましたのに引き続きまして、中小企業の業種別振興法の御制定をお願いいたしました。現在十七業種指定いたしました。それぞれ業種別に、これは特に自由化というのに関連の深いもの、今後特に輸出を伸ばしていきたいといったような中小企業を主にした業種につきまして、現在実態調査をすで行なつておられます。その取りまとめをいたしてございまして、この取りまとめができましたならば、それに即して所要の施策ということが並行して進められるすみやかにとつていきたい、こういうふうに考えております。

なお税金につきましては、今度中小企業の合理化機械に対しまして、普通

ろへ入って行って、学識経験というよ
うな面についても低い層が中小企業へ
入っていくというのが突進であるわけ
です。それで働くその人たちが教育の
程度が低いということは、企業の発展
にも大きな支障を来たすものであるか
ら、これは特別にこれらの人々に対す
る教育をする必要があると思うわけ
です。それで私のお伺いをいたしたいこ
とは、現在でも職業補導所とか、いろ
いろありますけれども、こういう面
を十分に拡大強化をいたしまして、国
庫負担においてそうした中小企業の人
たちが十分に専門的な勉強をして、そ
うしてその企業の中で企業の発展に寄
与できるような人間作りもしていく必
要があるのではないかと、こういうよう
に考えますので、こういう点について
は、一つの仮称でございますけれども
も、国民職業学校というようなものを
適当な地にそれぞれ設けて、そうして
国庫負担においてそうした人の養成を
行なうということが最も必要であるの
じゃないかと、こういうふうに考えられ
ますので、こういう教育の面に対しま
しては何か抱負をお持ちになっていま
すか。さしあたりどういような態度
のものですか。

○阿部説明員 非常に大事な、しかも
むずかしい問題の御質問でございます
が、現在非常に不十分な程度の措置で
ありますが、お答え申し上げます。中
小企業の第一線と申しますか、現地の
技術の指導機関といたしましては、都
道府県やおもなる市には技術の指導機
関が、御承知のようにいわゆる公設技
術機関というのが設置されておしま
おきます技術指導機関でございます

が、この技術指導機関自身の設備が非
常に老朽化した状況になりましたの
で、国庫で半額の補助をするというこ
とにいたしました。三十五年度は二十
七カ所でございますが、三十六年度
は新しく三十二カ所の府県の技術指導
機関に設備近代化更新の補助金を二億
余組みまして、ここで機械をよくして
その技術職員に中小企業の技術の問
題の指導をさせる。これは現在逐年
強化してやっております。それからこ
こでさらに予算額は非常に少のうござ
いまして、研修費というものを少し持
ちまして、各地に講習会を実施いたし
まして、この場合にももちろん中小企
業者を対象にしてやっておりますわけ
でございます。もちろん国庫の予算措置によ
りまして、やはり相当の機関が各
地におきまして、講習会等の名前にお
いて技術関係の指導に乗り出しており
ます。全般としては、はつきり申しま
してまだ不十分でございますので、今
後さらにこういう面の措置を増加して
参りたい。ただいま学校式のお話がご
さいました。わかれわれも先ほど申し
ました都道府県の試験研究機関を中心
にして、そこで中小企業者の技術再訓
練と申しますか、再教育と申します
か、現在やっておりますものを強化い
たしまして、お話のような趣旨の程度
に強化されて参りたい、こう考えてお
ります。

○田口(誠)委員 大体満足な御答弁を
いただいたわけなのですが、実際問題と
して職業補導所なんかの場合は、時
おり私ものぞいて見まするが、あれだけ
のものでは中小企業全般に対すること
のレベルを上げるということにはな
らないので、これはどうしてもこの際

十分を検討を加えて、一般社会教育と
いうようなものも含めた職業教育とい
うものをやる必要があるのじゃない
かと、それには名前は何とつけられよう
か、仮称国民職業学校というような
ものを創立して、そしてこの中におい
て中小企業の労働者を教育して、地位を
向上させ、そうして優秀な知識の上に
立って中小企業の発展に寄与できるよ
うに、教育面からも手を伸ばしていく
必要があると思っておりますので、
「委員長退席、草野委員長代理着
席」

この点につきましては真剣に取り組ん
で考えていただきたい、実現をしてい
ただきたいということをお願い申し上げ
まして、私の質問を終わらせていた
きます。

○草野委員長代理 次に受田新吉君。
○受田委員 私には通商産業省設置法の
一部を改正する法律案につきまして、
一点だけお尋ねしておきたいと思いま
す。それは付属機関の設置の問題で
ございますが、三十四年にこの委員会に
あつたわけですが、私はその際、特に二
年間でこの問題を審議するということは
困難ではないかということをお尋ねして
おいたことを記憶しておるわけでござ
いまして、はたせるかな、三十四年六
月に設置されて以来、慎重に審議をし
て参つたけれども、なかなか結論が出
ない、こういうことでございまして、
もう一年間これを延長してくれという
御要求が出ておるわけですが、鉱業法と
いうような重大な法律の改正でござ
いまして、十分この審議会を御審査を
していただいておりますので、
大体どの程度までこの審議会は作業を

進めておるのでございますか、経過報
告をお願いいたします。

○樋口政府委員 昨年の六月に鉱業
法改正審議会が設置されました。現在
までに十二回の総会を開きました。ほ
か、基本問題部会を合わせていま
で三十三回の部会を開いたのでござ
います。大体鉱業法の付与の仕方、いわ
ゆる先願主義で今の通りでいいのか、
あるいは能力主義を入れるべきかとい
う付与の方法でございますとか、それ
から試験権という制度がございま
す。この試験権で現在は採掘と同じよ
うなことをやっていると、今
度もこういう試験権といったような格
好のものをそのまま残しておくのがい
いか、あるいは試験権を、全部の資源を
回収するといったような見地から租
権制度というのがありますが、その租
権制度が往々にして炭鉱なんかの場
合にはいろいろ社会的に悪用されてい
るという面等もございまして、そういう
租権の制度というものも従来のまま
でいいかといった問題のほか、
権益と間に競争関係が起こつてく
る。その競争関係をいかに調整すべ
かということや、その他権益との関係
の一つになります。特に競争問題と
いうことが必ずございまして、
害の賠償制度というようなものにつ
いても、鉱業法という最も基本的な法
規の中でどういふふうにか考へるべきか
といったような点について、今まで先
ほど申し上げましたように三十三回の審
査をやつてきたわけでございまして、
一通り問題点は洗い尽くされたとい
う状況になっております。あと、今
先生の御指摘のように、われわれは二

年間でこれをやるつもりでやったわけ
でございますが、やればやるほど非常
にむずかしい基本的な問題等もある
ということ、もう一年期間をかけた
ただきまして、そうして今までの結
果をもう一度再検討するということに
よつて、本年度中には必ず結論を出
すというところまでやつていきたい。大
体学術的な検討というものはもうほ
ぼ出尽くしておりますので、あとそ
れを行政的にどういふふうにか判断し
取り入れるかという行政官庁の決心と
いったような問題が、この一年間の一
番大きな問題ではないかと、そういう
ふうに考えております。

○受田委員 この委員に選任された皆
さんは、それぞれの面における權威で
あつて、おそらく大学の先生たちの中
にも委員になつていただいている人も
あると思つて、当時委員の選定につ
いても意見を申し上げておいたのでござ
いまして、そういう人々が二年かか
つて、三十三回会合を開いてもまだ結論
が出ないということについては、大体
通産省としてこの審議会設置の見通し
を誤つておられた。こういうことは、
大よそ二年間なら二年間に結論が出
る。要があれば一月に二回、三回とど
んどん回を重ねて、法律に定められた期
間中に結論が出るというような努力
を、審議会運営の上においてなされ
ておらなければならぬ。むずかしいから
ゆつくりやろうというふうな調子でい
けば、こういうことになる。法律を一
べん出したものを改正するということ
は、大体本則に反するものでございま
すから、そういうことを十分考慮に入
れ、この審議会の運営を期間内に切り

進めておるのでございますか、経過報
告をお願いいたします。

して、大体最も有利に掘れるというところ
は終わつてしまつて、これからだ
んだん深くなるといったような格好に
なりつてございませう。そこで自然条件
からいたしまして、技術の革新等いろ
いろございまして、能率的に掘れるよ
うになりつてございませうが、一方そ
ういふに非常に深いところ、あるいは
運搬系統も遠くなるというようなど
ころを掘らざるを得ないといつた面
で、とかくコストは合理化されたにも
かかわらず下がりにくいという実情に
ございませう。

それに対応いたしましたして、当面の競
争相手でございます石油は、これは御
承知のように中近東あるいは南米のペ
ネズエラというようなところで次々に
新しい油田が発見されて、これは
パイプ一本通せば、あとは自然に自噴
するというようなことで、生産面にお
ける石油のコストというのは毎年非
常に下がりにつてある。片一方は一生懸
命努めてもなかなか下がりにくいとい
う要素を持ち、片一方は非常に急速な
勢いで下がる傾向を示しているとい
う点で、まず生産費の点から石油は石
油に比べて不利な格好にある。それから
需要の面につきましても、石油は流体
でございますので、運搬にいたしまし
てもあるいは工場において燃焼いた
しますにしても、非常に手軽にやれ
る。それに対して石油は取り扱
いが相当不便である。それから灰捨て場
等の設備がどうしても要る。特に最近
のようにオートメーションの時代にな
りますと、やはり非常に微妙な状況の
変化に応じて自動的にエネルギーの供
給状況を変え得る液体エネルギーの方
が、どうしても優位に立つといつたよ

うな、生産と需要の両面におきま
して、残念ながら不利といつたような
のがだんだん出ているといつたこと
でございます。

○受田委員 そうした構造的な原因を
伺つて私思ひ当たることがあるのだ
が、昨年西独の炭鉱地帯を五日間ほ
ど、私自身もホーランドの炭鉱会社
の地下一千メートルの穴蔵で一日暮ら
したこともありませう。日本人の炭
業者が百八十人行つて働いている現
場に行つて激励したことがあるのだ
が、西独は一九五八年の春、日本と
同じような石炭不況のあらしが吹
いてきた。そのときに構造的な不況
に對する策として、まず外国から輸
入する、アメリカから輸入する石炭
を食いとめ、輸入を取りやめる外交
交渉に成功した。それから石油に
對する関税を高めてきた。これは超
党派で国会の協力もあつたわけ
でございますが、労使一体となつて
増産に努力した。そういうような
ところ、西独には石炭不況といふ
ところ、それをいかに回復して、今日
鉄と石炭と相並ぶ盛大いんじん産
業になつてゐる。炭鉱労働者の賃金
も、鉄鋼労働者の賃金と同じ高い水
準にある。この賃金と高い水準に
なつておるわけでありませう。これ
は一つの政治的な政策の面におき
ましても、こういう努力をすること
で、石油の不況といふものは別の
角度から政策的に救われる、こうい
うことも考えられる。日本ではそ
ういふことが全く傍観されて、今
も申されたような構造的な不利な立
場を補う努力が政治的にされてい
ない。労働者も資本家も互いにし
のぎを削つておるというこ

の現状で、日本の石炭産業の好況を
期待することは不可能である。ここ
に政策的な問題として、今のよう
な石油との関係、不利な条件に
あるものを埋める方法として、別
の方から努力が私には要すると思
ひます。日本はそういうところ
に、努力が足りない面があるの
じやないか。もっと大所高所
から国の政策を高いところへ持
つていって、こういう構造的な
不利を補う努力もすると同時に、
別の面からの石炭増産といふ
ところに、また石油では及ばない
長所もあるわけだし、また石油
の化学的な応用面においては、
すいぶん多方面に利用できる
点もあるわけでございます。石
炭化学の振興といふものにも
努力をすること、その不利が補
えると思ひますが、通産省と
してそういう基本的な問題をどう
考へておられるか、お答え願
ひます。

○樋浦政府委員 今先生の西独では外
炭の輸入を制限し、石油に對する関
税を上げたというお話がございま
した。これは、実はわれわれが
お話ししたところ、日本が一番厚
い保護をしてゐるのじやないか。
と申しますのは、日本は御承知
のように輸入エネルギー、現在
の段階におきましては全部外貨
割当制になつておる。国内で
まづ掘れる炭を全部使ひ終つて、
そして足りない部分だけを輸入
するといふこと、外炭もある
いは石油も入れておるわけ
でございます。従ひまして国内
の炭をまづ全部使つて、その不
足するエネルギーを輸入する
といふ外貨割当の制度をとつて
いる国といふのは、今のところ
文明国では日本だけであらう、
自由化自

由化という際にも、はたしてエ
ネルギー関係は自由化できるか
どうかといふことにつきま
しては、まだ今後さらに慎重
に検討した上でないといふ
ことは、結論は出ないわけ
でございます。少なくとも今
までは外割といふことを通
じて、非常に厚いことをや
つて参りました。

それから関税の関係でも、昨年石
炭の離職者対策について新
しい方策を講じなければなら
ないといふ際に、それまで
暫定的に下がつておりました
原油も、あるいは重油とい
つたものの関税もそれそれ
引き上げて、七十億ばかり
の財源を獲得して、それを
炭の振興あるいは離職者
の対策に充てておるわけ
でございます。ただ確かに先
生のおっしゃいましたよ
うなドイツの場合の関税の
引き上げといふものは、
重油二十五マルク、約二
千円くらいになりますか、
非常に大きな額になつて
おる。三年間で邦貨にして
たしか八百億くらいのも
のを取る。それで転業する
炭鉱労働者の賃金の下がる
分がある期間めんどろを
見てやるか、あるいは住宅
の世話をやるかといふた
点、量の点では確かに日
本より一歩進んでおるか
と思ひますが、われわれの
やつておることは、それは
昨年援護会を作つていた
だきまして、また本国会
におきまして別途御審議
を願うことになつてお
ります。雇用促進事業
団といふものも、今後
だんだん発展させていく
ことになれば、日本も、
百点とはもちろん言
えないと思ひますが、
相当見べき効果は上
げ得るのではないか、
そういうふうにお
考へております。

われわれといたしましては、先
ほども先生からちよつと御指摘
があつたように、労使が仲よく
せよといふお話があつたわけ
でございますが、石炭が、正
直のところ日本産業界に人
気がないといふ一つの大きな
原因は、少し好況になると、
経営者は足元を見込んで
高い値を産業界に吹か
けたり、あるいは組合は
組合でストライキをやつ
て、口を開いて待つて
いる産業界に石炭を
やらなかつた。労使とも
にかくお客さんの方に迷
惑をかけてきたではない
かといふ不信感が非常に
大きくなつておる。そ
こでわれわれといた
しましては、やはりこれ
は産業界相互間が持つ
たれつといふ、相互共
存といふ関係を確立し
なければならぬと思
ひます。合理的な価格
で安定した供給をやる
ようにいふことを目標
として、現在非効率炭
は、これはいつまでも
置いておきますと石炭
全体のコストを高め
ますので、整理する
ことができるだけ作
つて石炭のコストを
安くする。非効率炭
の整理等から出て
参りますやむを得
ない離職者といふ
ものにつきましては、
これは援護会を通
じて、あるいは今後
の雇用促進事業団
を通じて職業教育
を施すといふこと
によつて、新しい
職を手につけ
させてやつて、
将来に望みのある
新しい職場に向
かうようなめ
んどろを見よう
といふふうにお
考へておるわけ
でございます。この
一年間主として
そういう分散政策
といふことに
中心を置いて、
労働者と協力
してやつてきた
わけでございます
が、分散政策
だけではと
てもい
かない。これは
やはり産
業界に近
いところ
に、より
適切な
雇用の
機会を
見つけ
てやる
のが一番
いいの
ではない
かとい

うことから、それぞれの産炭地ごとに事情がやはり若干違っており、九州には一体どういう産業が向くか、北海道には一体どういう産業を持つていくべきかというようなこと、並びにそれを持つていくにしても、一体どれだけの規模のものをとどうやって誘致するかというようなことにつきまして、

ことし三千万円ばかりの調査費をもち、九州には一体どういう産業が向くか、北海道には一体どういう産業を持つていくべきかというようなこと、並びにそれを持つていくにしても、一体どれだけの規模のものをとどうやって誘致するかというようなことにつきまして、

ことし三千万円ばかりの調査費をもち、九州には一体どういう産業が向くか、北海道には一体どういう産業を持つていくべきかというようなこと、並びにそれを持つていくにしても、一体どれだけの規模のものをとどうやって誘致するかというようなことにつきまして、

ことし三千万円ばかりの調査費をもち、九州には一体どういう産業が向くか、北海道には一体どういう産業を持つていくべきかというようなこと、並びにそれを持つていくにしても、一体どれだけの規模のものをとどうやって誘致するかというようなことにつきまして、

のでございまして、先生がおっしゃいましたように、あくまでも責任は行政官庁にある、こう思っております。ただ、よりよい行政をするために、われわれにない知恵を一つかしていただければ、ぬかというところで審議会に権威のある方々にお集まりいただきたいと思つたわけでございます。

○受田委員 官房長はきわめて政治的な円満な御意見をもち、通産省の官房長としては適任であると思つて、非常に広範な見識をお持ちでございます。ただここで一つ通産省として大いに馬力をかけていただきたいことは、国の政策の中において通産省の占める役割が、日本の産業振興に決定的な結論を出させることにもなるのでありますから、石炭産業の化学的進出、

こういふもので他国に劣らない化学技術的な努力を払われて、日本はどの国にも負けない石炭の化学的利用度を高くしていくに困らぬ、こういうところで今の石炭産業の不振を補う道もあるわけですから、科学技術庁などよく提携をされて馬力をかけていただきたい。

もう一つは政策的に、今官房長が言われたように日本の資本家も経営者も労働者も、一つの壁にぶち当たるような行き方をしている。このことについてあなたがおっしゃるに指摘されました事実は、この労使協調の面において日本は大きく欠けておると思つて、これはやはり経営者そのものが労働者の立場を考へ、労働者も事業の運営の上に貢献する、という立場を考へるよう、政府自身が指導せられなければいかぬ。対立を激化するような形に今まで日本

の政府は拱手傍観した趣があるので、これは一つあなたに政治的責任という立場にない方でありませうから、事務的な立場からその点十分考へて、ただ単に労働省にまかせるということではなく、石炭の対策については通産省が一番の責任を持つてやるのだ、労使間の協調という点については通産省が片づけていただきたいという馬力でもつてやっていたらいい。特にこうした審議会をお作りになる際に、そういうあらゆる角度から検討を加えていく。特に三十八年でしたか、炭価引き下げという一つのめどがあると思つて、その炭価引き下げのときに、ちゃんとしてすべての用意がされておらないうと、また一つの大きな波紋が起るわけでありませうから、ここにも一応三十八年度を目途としてということが書いてあります、そういうことも炭価引き下げなどに関連するのではないかと、そういうこともあわせて検討していただきたいと思つて。

最後にこれら機関の審議委員の処遇であります、一日出席してどれだけの手当を下さるかと、お答えを願います。

○種詰政府委員 今先生のおっしゃいました御意見に沿ひまして、われわれといたしましては最善の努力をしたいと思つております。

なご委員の処遇につきましては、通産省関係の委員は非常に低いのでありまして、一回大体八百円から千円程度であります。

○受田委員 その八百円と千円の差はどうして作られたのですか。

○種詰政府委員 たまたま古いときにできたものは八百円くらいということ、そのままほとんど何年間も動かさずに右へならえになっております。今回はお車代というところで、御出席いただいたときに大体千円程度を上げておるのが通例でございます。ここにあげるの一回の分ですが、鉱業法改正審議会は、一回御出席を願うたびに八百円ずつ差し上げております。これが実績でございます。それから産業構造調査会は、大体一年間に少なくとも十回くらいは開くつもりでおるのでございませうが、五十名に對しまして四十四万円ですから、一人当たりが一年間に八千円ということでありまして、大体月に一回くらいずつお集まり願うということになれば、やはり一回千円か八百円くらい、そういうことになると思つて。

○受田委員 付属機関は各省にもあるし、総理府にもあるし、内閣にもあるわけでありませう。それぞれの付属機関の審査会、調査会の委員というものは、政府の機関ですから待遇が一本であるべきであると思つて、八百円があとからできた審議会と比べて低いときには、当然ベース・アップをすべきことなんです。八百円が千円になるべきなんです。それを前にできた分は前のままにしておくというところは、処遇の上においてはなほ不公平なことになるのです。そういう額は通産省だけのおきめになるのですか。あるいは総理府なども御相談なさって、各省間の連絡調整をはかってからおきめになるのですか。

○種詰政府委員 これは一応大蔵省の主計局で、大体各委員会全部横にらんできめておるというふうにならぬと考へております。

○受田委員 大蔵省に御相談されておるわけですね。

○種詰政府委員 実際問題といたしましては、予算を要求するという過程においてやっておるわけでございますが、大体今までの実績といたしたようなものから千円見当というものを出し、通産省自体はほとんど千円くらいで右へならえ、実はもっと前に非常に安いものがあつたのでありますが、それはたしか最近八百円か千円かというところまで引き上げたはずであります、あまりひどいでございませう程度でございませう。各省ともこういうこととやっておられるのではないかと。たとえば公安委員会とかいふような、ああいう特殊な方は別でございますが、普通の諮問機関という格好の方は、各省とも千円くらいが平均ではなからうかというふうにお考へております。

○受田委員 それは国家公務員の給与を規律した国家公務員給与法というふうなものの中にも、こうした審議委員などに出るような高い見識を持った人々の場合は、三千円程度の日当が出されておる。それが今度少し引き上げられておると思つて、そういう給与基準というものが、給与関係をまとめた法律の一つの根拠もあるわけでありませう。その日当に準じたというならば意味があるのでありますが、これは大蔵省の主計局に伺ひたいのだが、きょうは見えないようですか、この次に大蔵省の主計局の責任者をお呼び確認しなければならぬと思つて、各省において大体、総理府の付属機関などは千五百円出しておる

もある、千二百円のところもある、九百円のところもある。全くばらばらですが、通産省の部内においてすらも八百円から千円というふうにはばらばらになっておる。こういうことでは委員の中に八百円の分と九百円の分と千円の分、また十回で八千円のもの、委員の立場というものに上下があるのかどうか。大体付属機関として御苦労していただく場合は、千円なら千円、千五百円なら千五百円とびしとおきめになって、そして各省間の連絡もはかられてからこういうものを予算にお立てになるべきだと思ふ。ここから各省のセクト主義というものも起こってくると思うのです。大体これに出られる委員というものは、それよそらでかき集められるような方々とは違つて、一応各界各層の権威を網羅されているはずで、そういう人々にお車代として差し上げるのに、鎌倉やら静岡の方からお車に乗つてこられるならば、鎌倉から来ても千五百円かかる。往復で三千円かかる。非常に御負担をかけてお手当が八百円、こういうことでは問題があるわけでありませう。ちゃんとお車も差し向けるなりといった方法もとつて、この人々に大儀な気持で出席されぬよう、進んで委員会に出席されるようにされたい。こういう人々の出席が常でないから、会合を何ぼやつても結論が出ないという原因の一つにもなるうと思ふ。いつか参議院でしたか、予算委員会の公述人が、自分ほこれだけもらつてゐるというので、千円かそこらの手当をはなだ不服に思つておられることを表明せられたこともあるわけでありませう。一つこの点、通産省として、今度新しく委員になられ

午後一時二分散会

る人々に対して、ちゃんとした基準をおきめになつて、進んで御苦労願えるような、知恵をかしてもらえるような処遇を考えていただくことをお願いをして、私の質問を終わります。
○久野委員長 各案についての残余の質疑は次会に譲ることいたします。
次会は明二十四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

内閣委員会議録第十三号中正誤

ペシ段 行 誤 正
五二 五 により による
六四 三 おりして おりまして

内閣委員会議録第十四号中正誤

ペシ段 行 誤 正
四二 末 あるので 削除
七二 二 あたつた わたつた
二四三 九 満上 海上